

2005 年 8 月 2 日

島根大学職員組合

内線 (9)2198, ダイヤルイン 0852-32-6407

E-mail [union-s@sula0043.soc.shimane-u.ac.jp](mailto:union-s@sula0043.soc.shimane-u.ac.jp)

WWW <http://sula0043.soc.shimane-u.ac.jp/kumiai/kumiai.html>

## 週 5 日勤務の時間雇用職員の夏季休暇問題

6 月 9 日の学長交渉において、組合は「夏季休暇について、日日雇用職員の 3 日に対し週 5 日勤務の時間雇用職員が 1 日である合理的理由がないので、その職員についても 3 日にすること。」という要求をしました。しかし、残念ながらこの交渉では組合の要求を受け入れてもらうことはできませんでした。この最大の理由は、出雲キャンパス側の附属病院の看護助手職員（13 名）に対して 3 日連続の夏季休暇を与えることが困難であるということでした。組合としては病院の事情も理解した上で、6 月 24 日付けで再度本件について学長に対し要求書を出しました。

これに対し、7 月 6 日付けで裏面のような学長名による回答書がとどきました。この回答書に対する組合の意見を表明しておきたいと思います。

## 回答書に対する組合の意見

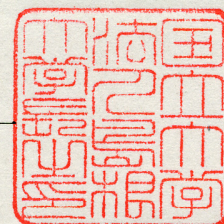
「業務の支障が予測できない」とあるが、どのようなシミュレーションの下、判断されたのだろうか。300 名以上いる看護職員のほとんどには 3 日の夏季休暇を与えるが、ただし 13 名の看護助手に対して 3 日の夏季休暇を与えると業務に支障があるのでだめだ、従ってすべての時間雇用職員にも 3 日の夏季休暇は認められない、という回答です。現在病院には組合員がおらず、実態を十分理解してはいませんが、病院においては、休暇についての上のような状況から想像される劣悪な職場環境が長く続いていたのでしょうか。このことについても今後情報を集め、交渉していく必要があります。

今年度から日日雇用職員に対し 3 日の夏季休暇が付与されたこと、また時間雇用職員の夏季休暇についても問題意識を持ち、解決に向けて今年度の状況等を見て前向きに対応するという意志は高く評価したい。しかし、現実と同じ職場で同じ日数働く者同士間において、一方は 3 日の夏季休暇を付与し、他方は 1 日しかないという現状です。組合としては今後も引き続き交渉等を通じて当局と折衝を重ね、時間雇用職員の夏季休暇 3 日の実現をめざしていきます。

平成 17 年 7 月 6 日

島根大学職員組合  
中央執行委員長 相 良 英 輔 殿

国立大学法人島根大学  
学長 本 田 雄



回 答 書

(対 2005.6.24 要求書)

週 5 日勤務の時間雇用職員の夏季休暇を 3 日とすることについては、6 月 9 日の交渉において回答しましたとおり、現時点では難しいと考えています。

その主な理由は、医学部附属病院で看護助手業務を行っている時間雇用職員の代替職員が確保できないことにあります。今年度から日日雇用の看護職員にも 3 日の夏季休暇を与えることとなりましたが、これについても夏季期間中の人員確保が大変であり、その上に時間雇用職員に 3 日を与えると業務の支障が予測できないとの現場管理者の声があります。患者様の命を預かる病院において業務が停滞する事態は避けなければなりません。同じ島根大学の時間雇用職員同士で事業場によって夏季休暇の日数が異なるのは好ましくありませんし、たとえ一部の職場であってもこのような状況がある以上、現時点において一律 3 日とすることは困難と判断します。

また、時間雇用職員の勤務態様は異なっており、それらの職員に一律付与することについても検討の必要があります。来年度以降は今年度の状況等を見た上で、問題解決に向けて前向きな対応をしたいと考えております。

時間雇用職員の皆様には、状況をご理解いただきますようお願いいたします。